破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１８８号
札幌市東区北39条東２丁目２番20号　ピュアレジェイス東麻生205号
債務者　後藤　英樹
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２３７号
札幌市西区山の手７条６丁目３番５号　ハイツ長屋１号
債務者　守山　武雄
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２３８号
札幌市西区山の手７条６丁目３番５号　ハイツ長屋１号
債務者　守山喜佐子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２６９号
北海道千歳市幸福４丁目９番１―203号　プリエール
債務者　小酒井　博
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８６号
札幌市豊平区月寒西１条11丁目３番48号
債務者　里中　英昭
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８７号
札幌市豊平区月寒西１条11丁目３番48号
債務者　里中　桂子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２１号
北海道千歳市寿２丁目１番８号　セクションⅡ101号
債務者　木村　幸子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３３０号
札幌市東区北31条東２丁目１番５号　マンション藤６号
債務者　大津　裕樹
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３３１号
札幌市東区北31条東２丁目１番５号　マンション藤６号
債務者　大津　麻美
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３４６号
札幌市西区西野４条３丁目９番38―107号
債務者　水次　健太
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３５３号
札幌市北区篠路７条６丁目４番６号　メゾンベール篠路202号
債務者　久保　敏子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１号
北海道留萌市見晴町６丁目172番地　大西利夫方
債務者　畠山　靖彦
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第１２５号
釧路市芦野２丁目１番10号　芦野２丁目ヒルズ203
債務者　佐々木淳一
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１４６号
群馬県伊勢崎市境下渕名2660番地１　有料老人ホーム　カトレア
債務者　長下部ゆう子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０号
群馬県伊勢崎市田部井町１丁目1652番地18　チロリンハイツ201
債務者　髙楯　久志
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７２号
群馬県伊勢崎市連取町3049番地１　プレリュード104
債務者　稲村　清美
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１８１号
群馬県吾妻郡草津町大字草津888番地11
債務者　村上　朋美
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係